

2020(令和2)年5月16日

今だからこそ相続・事業承継対策の実践を！  
～中小企業オーナー編～

税理士法人TACT高井法博会計事務所  
税務コンサルティング部資産税課 部長  
社員税理士 廣瀬 良太

# 内 容

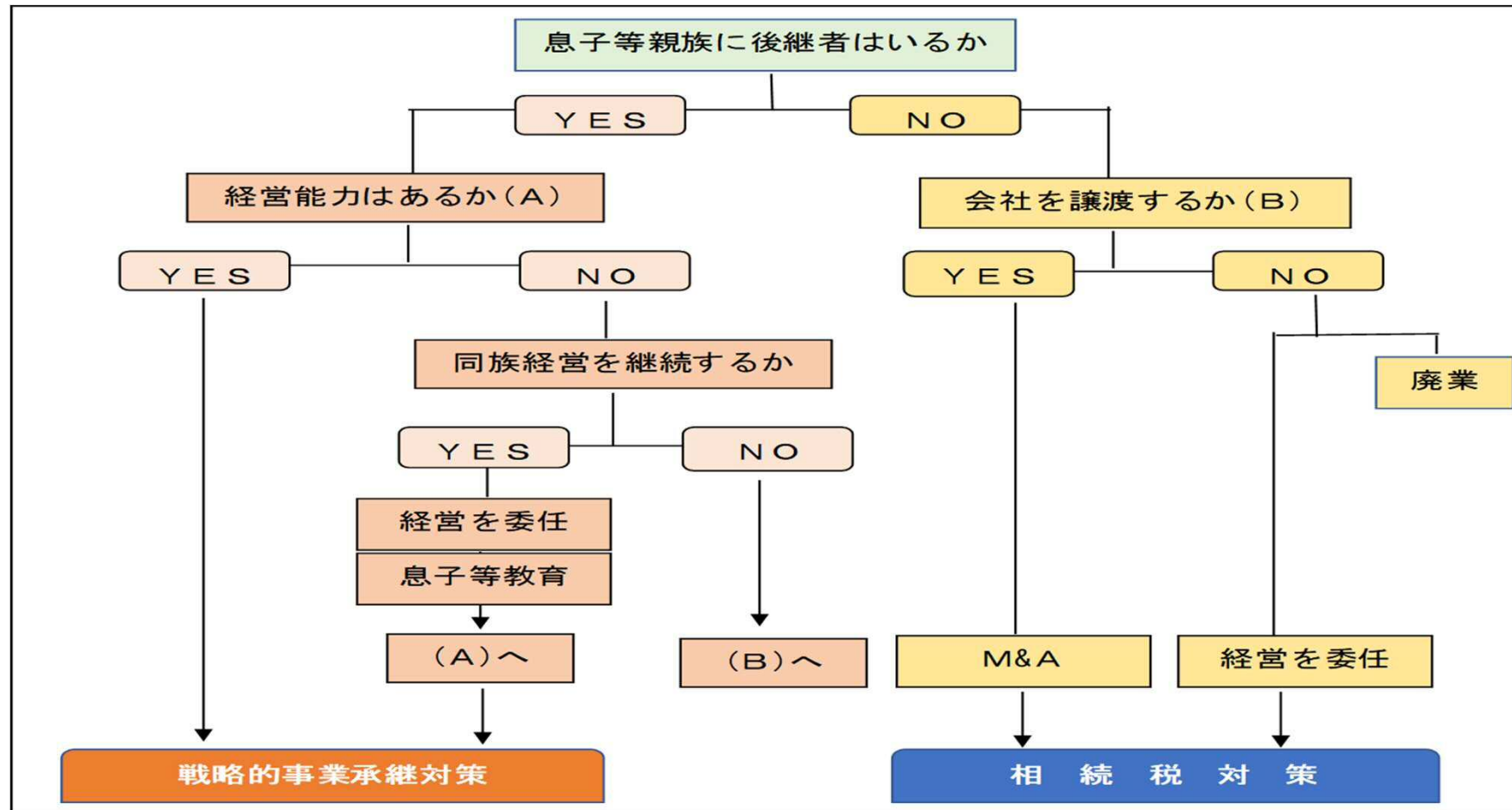
はじめに

～事業承継に関する基本的考え方～

1 株価について

2 遺言について

# はじめに ～事業承継に関する基本的考え方～



出典:「事業承継実務ハンドブック」

## はじめに ～事業承継に関する基本的考え方～

- ①会社の業績にマイナスとなる対策は避ける  
(経済合理性を確保する)
- ②税務上のリスクがある対策は行わない
- ③納税資金を確保する
- ④事業後継者の資金負担もできる限り少なくする
- ⑤できる限りシンプルな資本政策とする
- ⑥柔軟性がある対策とする
- ⑦事業後継者に議決権を移動する
- ⑧事業承継関係者の理解が得られる対策とする
- ⑨長期的な視野で対策を行う(親族同士の争いは避ける)

## 1 株価について

Q1 当社の株価はいつ頃明らかにになりますか？

A1 御社の株価は、例年であれば6月中には明らかにになります。ただし今年にはコロナウィルスの影響により遅れるかもしれません。

# 1 株価について

参考 中小企業の株価（相続税評価額）について

一般的に次の①と②の組み合わせで算定します。

- ①配当・利益・純資産の各要素を基に計算される  
「類似業種比準価額」
- ②会社の貸借対照表を時価評価して計算される  
「純資産価額」

## 1 株価について

Q2 今期はコロナウィルスの影響を受けて当社は赤字見込です。当社の株価にはどのような影響を与えますか？

A2 御社の株価は、赤字だからといって必ず株価が下がるとは限りません。次のX社を例に今後の業績見通しに基づく株価予測を分析します。

# 1 株価について

X社(サンプル)		評価明細書	
1	評価時期:平成31年1月1日 直前期:平成30年12月31日決算		第1表の1
2	会社の業種 各種商品卸売業 業種目番号:66		第1表の1
3	会社の規模による判定 大会社		第1表の2
4	特定の評価会社の判定結果 一般の評価会社		第2表
5	株式評価額(1株あたり)	(単位:円)	
①	類似業種比準価額	50,000	第4表
②	純資産価額	150,000	第5表
③	原則評価(①と②のうち低い金額)	50,000	第3表
④	特例評価(配当還元価額)	500	検討表

X社の業績見通し  
令和1年12月期は  
赤字の見込  
令和2年12月期も  
赤字の見込



# 1 株価について

×社(サンプル) 評価明細書

1 評価時期: 令和2年1月1日  
 直前期: 令和1年12月31日決算 第1表の1

2~4 省略

5 株式評価額(1株あたり) (単位:円)

①	類似業種比準価額	20,000	第4表
②	純資産価額	140,000	第5表
③	原則評価(①と②のうち低い金額)	20,000	第3表
④	特例評価(配当還元価額)	500	検討表

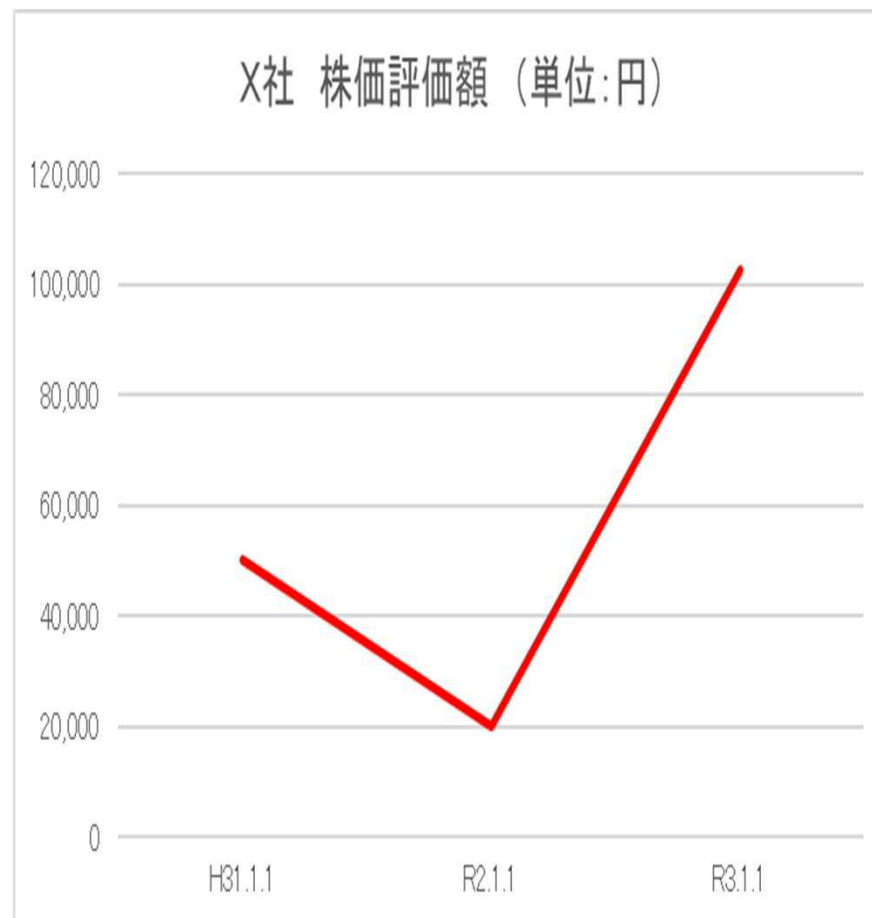
×社(サンプル) 評価明細書

1 評価時期: 令和3年1月1日  
 直前期: 令和2年12月31日決算 第1表の1

2~4 省略

5 株式評価額(1株あたり) (単位:円)

①	類似業種比準価額	20,000	第4表
②	純資産価額	130,000	第5表
③	原則評価(①×25%+②×75%)	102,500	第6表
④	特例評価(配当還元価額)	500	検討表



※ 上記は一定の条件に基づいた概算による算定結果です。

## 1 株価について

### 事例1 A社様の場合

株価を算定したら、ちょうど今期が底値だった。  
→後継者へ一気に株式が異動できました！

### 事例2 B社様の場合

株価を算定し総財産、相続税を把握した上で、  
贈与を実行していった。  
→結果的に相続税が節税となりました！

## 2 遺言について

Q3 遺言にはいくつか作成方法があると聞きましたが、具体的に教えて下さい。

A3 遺言は、一般的に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。それぞれのメリット、デメリットは次の通りです。自筆証書遺言よりも公正証書遺言での作成をお勧めします。

## 2 遺言について

### 参考 自筆証書遺言と公正証書遺言のメリット、デメリット

種類	メリット	デメリット
自筆証書遺言	1. すぐに作成ができる	1. 無効となりやすい
	2. 費用がかからない	2. 自筆での作成が必要
	3. 自筆のため相続人に伝わる	3. 検認必要、紛失リスクあり
公正証書遺言	1. 無効となりにくい	1. 費用がかかる
	2. 検認不要、紛失リスクなし	2. 公証人と打合せ等が必要
	3. 必要最低限の署名で作成可	3. 証人が2人必要

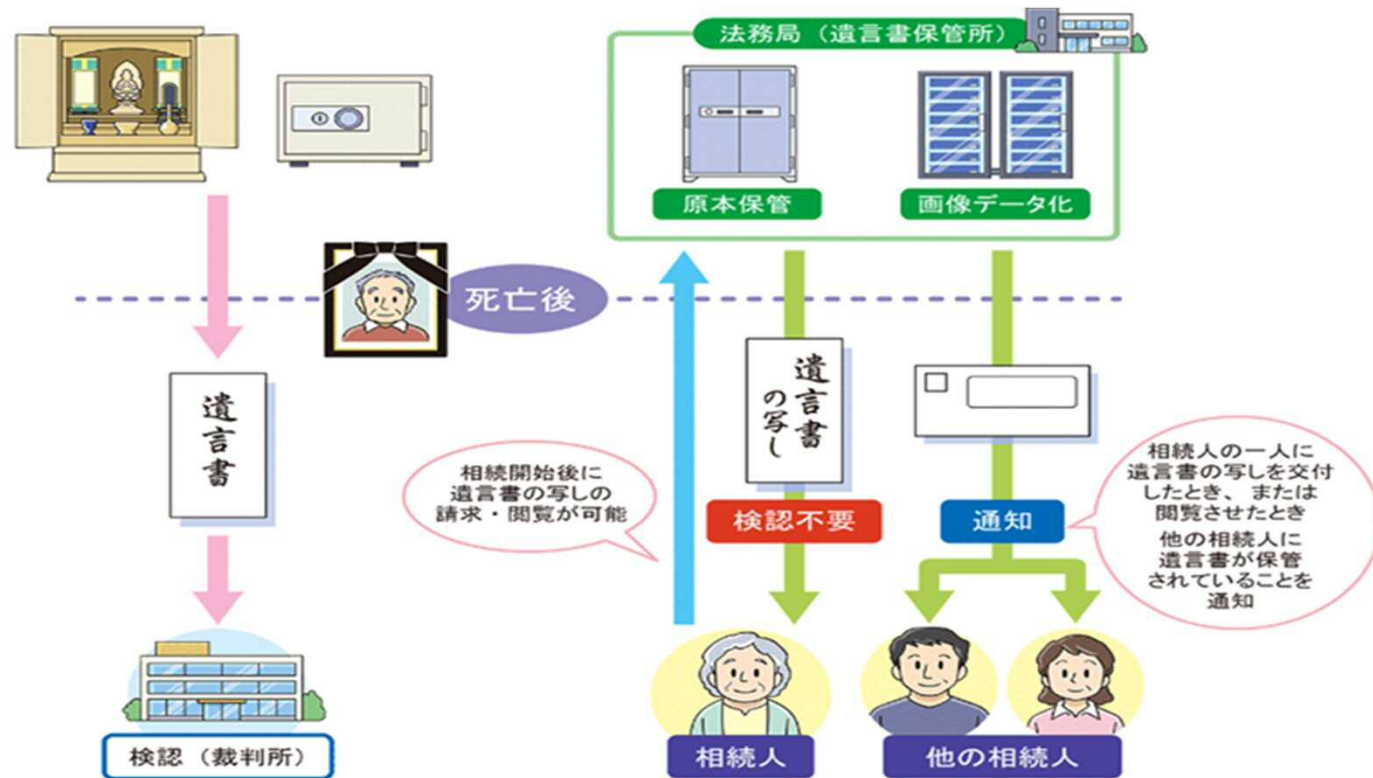
## 2 遺言について

Q4 自筆証書遺言においても、遺言保管制度が新たにできると伺いました。詳しく教えてください。

A4 遺言書保管所(法務局内に設置予定)による自筆証書遺言の保管制度が2020年(令和2年)7月10日より開始となります。この制度は、遺言書を作成した本人が、遺言書保管所へ直接持参することにより、その自筆証書遺言は、相続発生後における検認手続が不要となります。

## 2 遺言について

### 参考 遺言書保管所のイメージ



出典:「政府広報オンライン」

## 2 遺言について

### ■ゆいごん相談会 定期開催しています！

財産承継について、大事な方への負担軽減を考えて実施することはとても重要なことです。当社ではそのご支援を可能な限り拡大して対応をして参ります。なお、複雑な問題については、その場から顧問弁護士、顧問司法書士ともTV(オンライン)会議等、IT機器の活用による三者、四者面談が出来る体制を取っております。

必要に応じ、顧問弁護士、顧問司法書士にも来社頂きご相談に応じることも可能です。

## 2 遺言について

### ■ゆいごん相談会 今後の開催予定

2020(令和2)年5月22日(金) 10:00~18:00

2020(令和2)年6月 5日(金) 10:00~18:00

※当日ご都合の悪い方は仰って下さい。ご希望の日時を調整いたします。

### ■相談場所: 本社事務所(岐阜市打越546番地の2)

TEL: 058-233-3333(代) MAIL: [info@tact-group.com](mailto:info@tact-group.com)

・税理士法人TACT高井法博会計事務所

(ご相談受付窓口: 本田、森(大)、宇野)

・TACT高井法博行政書士法人(ご相談受付窓口: 和田)